

○飛騨市電子入札運用基準

平成18年11月21日

訓令第52号

改正 平成23年1月7日訓令第1号

平成27年3月20日訓令第10号

この訓令は、市長又は契約の締結を委任された者(以下「発注者」という。)と入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)がコンピュータ及びネットワーク(インターネットをいう。)を利用した電子入札システムで行う入札手続(以下「電子入札」という。)を円滑かつ適切に運用できるよう、その取扱いを定めるものとする。

1 紙入札承諾の基準

1-1 当初から紙入札での参加を認める基準

発注者は、入札参加者から、紙入札方式参加承諾願(様式第1号)が提出されたときは、次の各号に該当する場合に限り、従来の紙による入札(以下「紙入札」という。)を承諾するものとする。

- (1) 電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合
- (2) 電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、発注者がやむを得ない事由があると認める場合

1-2 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札から紙入札への変更は、電子入札による手続きの開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合で、次の各号のいずれかに該当し、全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限り、当該入札参加者について認めるものとする。

- (1) システム障害により締切に間に合わない場合
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可となった場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、発注者がやむを得ない事由があると認める場合

1-3 紙入札に移行する場合の取扱い

発注者は、前項の規定により紙入札への変更を認めた場合は、速やかに入札参加者に紙入札方式参加承諾願を提出させ、紙入札による参加業者として登録するもの

とし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札にかかる作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

1-4 紙入札による入札書の提出

紙入札により入札する場合は、指定された日時までに当該入札担当課まで提出しなければならないものとする。

2 案件登録

2-1 各受付期間等の設定

電子入札の入札書受付締切予定日時は、開札予定日の当日の午前9時を標準とするものとする。

その他の期間等日時の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

2-2 公告日以降の案件の修正及び手順

公告日以降において、案件登録情報のうち、所在地・入札方式・工種区分・落札方式・工事コンサルタント区分・工事費内訳書提出有無・建設リサイクル法該当有無について錯誤が認められた場合には、以下の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

① 錯誤案件に対して、入札参加資格確認申請書(これらに係る提出資料を含む。以下「資料等」という。)の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

(修正例：受付開始日時13：00 同締切日時13：01)

② 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

(修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」)

③ 新規の案件として改めて登録する。

④ 既に資料等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して資料等を送信するように依頼する。

2-3 紙入札への切替時の処理

特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記変更し、以降当該案件に係る電子入札システム処理を行わないものとする。

3 仕様書等技術資料の登録

3-1 電子入札システムへの登録基準

発注者は、次の各号に該当する場合を除き、仕様書等技術資料(以下「仕様書等」という。)を電子入札システムへ登録するものとする。

- (1) 仕様書等のファイル容量の合計が10MBを超える場合
- (2) 仕様書等を電子化することが困難な場合

3-2 使用アプリケーション及びバージョンの指定

仕様書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2003形式以下での保存
Microsoft Excel	Excel2003形式以下での保存
その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

3-3 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

3-4 仕様書等の閲覧

発注者は、仕様書等の電子化が困難な場合は、従来の紙入札における運用に準じて貸与又は閲覧に供するものとする。また、入札参加者が、電子入札システムによる仕様書等のダウンロードが困難な場合も同様とする。

4 工事費内訳書等の提出

4-1 使用アプリケーション及びバージョンの指定

工事費内訳書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2003形式以下での保存
Microsoft Excel	Excel2003形式以下での保存

その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式
--------------	---

4-2 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

4-3 入札書への工事費内訳書の添付

工事費内訳書は、1MBに収めるように作成した上で、添付して提出させるものとする。

紙入札により入札書を提出する場合は、従来の紙入札における運用に準じて提出するものとする。

4-4 ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された工事費内訳書等へのウィルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、原則として持参によりあらためて提出するよう指示するものとする。

4-5 開札前における工事費内訳書の内容の確認

入札書受付締切日時以降開札前においても工事費内訳書の内容を確認することができるものとする。開札前までに内容を確認した工事費内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

5 開札

5-1 入札書の提出等

電子入札による入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切日時までに入札書の提出を行わなければならないものとし、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

5-2 再入札の設定基準

再入札は1回までとし、再入札書の受付時間は、開札当日の再入札の通知をした時から開札当日の午後3時までを標準として設定するものとする。

5-3 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を

行うものとする。

5-4 入札書提出後の辞退

電子入札システムによる入札書提出後、その開札までの間(紙入札業者がいる場合には、入札執行者の開札宣言までの間)に入札参加者が入札の辞退を申し入れてきた場合には、次の各号に該当する場合に限り、これを認めるものとする。

(1) 入札参加者が他の案件を落札し、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合

(2) その他やむを得ない事由があると認められる場合

5-5 入札書提出後の辞退を認めた場合の取扱い

入札書提出後に入札の辞退をしようとする入札参加者には、電話及び電送(押印済の辞退届を電送)で入札の辞退を申し入れるよう求めるとともに、速やかに書面にて入札辞退届の提出をするよう求めるものとする。

入札書提出後の辞退を認めた場合は、入札状況登録において辞退した入札参加者にチェックを入れ、当該入札書は開札しないものとする。

5-4(1)に該当する場合は、他の案件を落札したと認められる書類を提出するよう求めるものとする。

5-6 くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者(以下「くじ対象者」という。)が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、次のとおり対応するものとする。

(1) くじ対象者が、全て電子入札で参加している場合は、くじを実施する旨及び対象入札参加者・入札金額を当該入札参加者全員に通知し、入札書提出時に表示される入札書受信確認通知に記載されたくじ番号(注)により電子くじを実施し、落札決定通知書を発行するものとする。

((注)くじ番号は、入札参加者が入力した任意の番号に入札書の受付時刻の秒の部分を加算して決定したもの)

(2) くじ対象者が、電子入札と紙入札で参加している場合は、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額・実施日時・実施場所を明記した保留通知書により、当該入札参加者全員に通知し、実施後、落札決定通知書を発行するものとする。

(3) くじ対象者が、全て紙入札で参加している場合は、保留通知書を送信するこ

となく、その場でくじを実施のうえ落札者を決定し、落札決定通知書の発行を行うものとする。

5-7 入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行うことができるものとする。(なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、1-2参照。)

- ①天災
- ②広域・地域的停電
- ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合

(ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。)

変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)

5-8 発注者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側(電子入札システムを管理委託している業者を含む。)の障害が発生した場合、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。

復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再

度変更通知書を送信する(送信できない場合は、電話等で対応する。)

5-9 入札書未送信かつ連絡のない入札参加者の取扱い

入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

5-10 落札者がいない場合の取扱い

再入札を実施した結果、落札者がいない場合(以下「不落」という。)の対応は原則として取止めとし、取止め通知書を発行するものとする。ただし、一般競争入札方式で不落し、設計担当部が当入札における仕様書の変更をしないと判断した場合は、発注者は、随意契約(以下「不落随契」という。)に移行し、電子入札システムにより送信するメールは以下の内容を記載するものとする。

①見積書提出意思のある場合は見積書の提出を行うこと。

②何ら意思表示のない場合は見積書提出意思のない者とみなすこと。

不落随契に伴う見積依頼通知書は、前回の入札において予定価格と最低入札金額との開差が小額であった最低入札者に対して送信するものとする。

6 入札参加者のICカードの取扱い(代表者の権限の委任等)

6-1 電子入札を利用することができるICカードの基準

電子入札を利用することができるICカードは、代表者(飛騨市競争入札参加資格者名簿に登録されている者)のICカードに限る。この場合において、ICカードの利用者は、電子入札システムへの利用者登録を行わなければならない。

6-2 特定JVにおけるICカードの取扱い

入札可能なICカードは、特定JVの代表会社の代表者のICカードとする。また、特定JVの応札にあたっては、特定JVの構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札に関する権限についての個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。

6-3 ICカード不正使用等の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

附 則

この訓令は、平成18年11月21日から施行する。

附 則(平成23年1月7日訓令第1号)

この訓令は、平成23年1月4日から施行する。

附 則(平成27年3月20日訓令第10号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。